議第一号

徳島県こども未来応援条例の制定について

項の規定により提出する。右の議案を別紙のとおり、 地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一

令和六年三月八日

出 者 全 議

員

提

徳島県議会議長 岡田理絵殿

徳島県こども未来応援条例

ども 次代を担う未来 への希望、 け がえの な い で あ

< $\sum_{}$ ども \mathcal{O} 主体であ 権利 が尊重されなければならない 0 り、生きる、 支援を受けな 育つ、 がら自立 守られ した 0 る、 個 参 加 人 とし す る \mathcal{T} 権 自 己を 利 を 確 は U <u>\frac{1}{2}</u> \Diamond L と て しい

実 貧 П 困 は 私 たちは な 減 前 ど 少 進 \mathcal{O} こどもを取り巻く環境は深刻さを増してい め 一途をたどっている。さらに、 てきたも まで、こどもに関する各般 \mathcal{O} 0) 少子化の 進行には 近 \mathcal{O} 施 歯 止 策 児童虐 を \emptyset る 実 施 が 待 カュ カュ \mathcal{O} 増 5 ず 加 K B な $\overset{\sim}{\smile}$ 本 取 県 組 \mathcal{O} を 人 \mathcal{O}

第 据 希 カュ な 望 え \mathcal{L} け を に て \mathcal{O} 考慮 強 ょ 力 0 う な な て らな こども 進 況 び 伸 L に 鑑み、今こそ、 びと成長できる環境 の意見に耳を傾けながら、 少子化を食い止めるとともに、 こども に づくりに社会 関する施策 全て \mathcal{O} ۲ 全 ر ど を 体 ど Ł 社 ŧ で \mathcal{O} 会 取 が \mathcal{O} 未 善 ま ŋ 来 組 \mathcal{O} んに 利 な 夢 益 カュ B を い

顔 $^{\sim}$ \mathcal{O} ども 安 こう で生き生 定 \mathcal{O} 的 権 た な き 利 財 認 と の尊 源 暮らせる \mathcal{O} \mathcal{O} 重に 確保 もと ` 取り組み、全てのこどもが自分ら を 社会を実現するため 义 子 るとともに、こど 育 て 支援 \mathcal{O} 充実強 ` この ŧ 化 P \mathcal{O} 健 条例 Þ そ かの を な L 施 制 < 成 策 定す 長 を 支 る。 安 \mathcal{O} え 心 根 幹 る L を て 基 な 金 す 等

自的

第 ども 与することを目的とす 県 が が 取 自 ر 分 り \mathcal{O} 組 5 条 例 <べき施策 は ` 安 こど る。 心 \mathcal{O} ŧ 基本 て、 \mathcal{O} 健 とな 笑 P 顔 カュ る事 で な 生き 成 長 項を定めるこ 生き \sim \mathcal{O} と暮 支 援 5 に とに せ 2 る V ょ 社 7 会 ŋ \mathcal{O} \mathcal{O} 基 実 全 本 現 7 理 \mathcal{O} $\sum_{}$

(定義)

第 う。 二条 \mathcal{O} 対象とする ただ こ の ` 条 範 \subseteq 例 井 ども に を 定 お に関する施 \otimes るも \mathcal{O} とする。 策の実 も」とは 施 に 当 心 た 身 0 \mathcal{O} 発 7 達 は 過 程 必 要 あ に 応 る U 者 て を 策

(基本理念)

- 三条 \mathcal{O} \mathcal{O} としたこど 意 لح こども り、 見 に 生 耳 \mathcal{O} きる t 健 を 傾 \mathcal{O} P 権 け 権 カュ 利 利 な ۲ 成 以 育 長 تلح . つ 下 Ł 権 \mathcal{O} \mathcal{O} こど 最 利 支援 善 ŧ 守 \mathcal{O} は 利 5 \mathcal{O} 権 れ児 益 る 童 を 利 考 \mathcal{O} と 利 権 慮 しい 及 利 う。 ` $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ に 参 関 行 わ $\overline{}$ 加 す を れ す る 尊 な 重 権 約 け 利の ħ ば を $\overline{}$ は な 神
- び 7 \mathcal{O} 関 健 市 P 町 カ 理 村 な 解 そ 成 長 を \mathcal{O} 深 他 \sim 8 \mathcal{O} \mathcal{O} 関 支 る 係 援 機 لح は 関 が 知 ょ 連 事 ŋ 携 そ す \mathcal{O} 社 会 る 全 と \mathcal{O} لح 執 で t 行 推 に 機 進 関 県 及 さ 民 れ び が 県 な そ \mathcal{O} 会 ば 取 並

ならない。

こども の意見表 明及び社会参加 の促進並 びに 施策 \mathcal{O} 情報提 供等

- 長過 こども \mathcal{O} に応じ社会に 主体的な活動を支援するよう努めるものとする。 こども 参加する機会を設け、その意見を尊 が社会の 一員として自分の 意 見 を表 明 重 するととも 年 齢 及 に、 び
- 2 とする。 できるよう、 県は こどもに関する施策について、こども自身が理解を こども の視点に立った情報及び学ぶ機会の 提供 深 に 努 \otimes る \Diamond る \mathcal{L} ŧ と が \mathcal{O}

(こどもからの相談への対応)

第 五 条 と連携 は 相談体制 こどもが不安や悩みを安心 の強化に努めるものとする L て 相 談 できる ょ う、 関 係 機 関

(こどもの権利擁護)

第 適 六 条 \mathcal{O} 切 か 利 侵 つ迅速 害そ は、 及 \mathcal{O} に救済を図るよう最 こども 神 \mathcal{O} 不利益を受け 的 な暴力の防止と早期発見に努めるとともに、 の健 B カュ な た場合にお 成長を支 大限 努め 援 るも する 11 ては、 \mathcal{O} た とする。 \emptyset 専 門 V 的 U 知 見 8 虐 こど 基 待 そ づ \mathcal{O} 7 が 他

(こどもの居場所づくり)

第 七 すことが 県は、 できる多様な居場所づくりを推進するもの こどもが地域にお いて安全・安心に 交流 とする。 自 分 5 過

(困難な状況のこども及び子育て家庭への支援)

第 及 八 条 こどもに び子育 れ ること 県は、 対 て家庭に寄 の する学びへの支援、 ない こどもの現在及び将来がその生まれ育った よう、 り添ったきめ細やかな支援に努めるも 経済的困難を抱えるこどもや特 生活の安定に資する支援を 別 環 \mathcal{O} な は 境 لح じ 配 す 8 慮 ょ る を 0 0 要する て 左 右

(こども の権利 の広報、 啓発等及び社会的気運の醸成)

- 第 九 啓 発 等を推進するも は、 こども の権利及び利益の尊重に関する のとする。 理 解 を 深 \Diamond る た \Diamond 広
- 2 ŧ 県は、 \sim の支援が推進されるよう、 第三条に 規定する基本理念が 気運の 醸 地域 成に努め 社会に浸透 るも \mathcal{O} L とす 社 る 会 全 体 で تلح
- 第 十条 県 は、 る こども よう努 に \Diamond 関す る b る のとする。 施 策 を総 合 的 に 推 進 す る た \otimes 必 要 な 財 上

附 則

政 上

 \mathcal{O}

措置)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 \mathcal{O} \mathcal{O} 施行 関 す る 後おおむね 施 策 \mathcal{O} 実施 四年ごとに、 状況 0 い 知 て 証 ۲ 県 \mathcal{O} 議 例 12 \mathcal{O} 報 施 告 行 す 状 そ

が、この条例案を提出する理由である。心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現に寄与する必要がある。これ施策の基本となる事項を定めることにより、全てのこどもが自分らしく、安正どもの健やかな成長への支援についての基本理念及び県が取り組むべき提案理由

議第二号

徳島県議会会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、 徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和六年三月八日

提 出 者

川 眞 重 嘉 福 井 真 田 貝 清 見 山 川

池

琢 浩 佳 博 博 龍 已 司 之 之 史 二

浪仁北寺原長 越木島井

憲啓一正徹文

一人人邇臣武

理 絵 殿

徳島県議会議長

尚 田

徳島県議会会議規則の一部を改正する規則

徳島県議会会議規則 (昭和五十四年徳島県議会規則第一号) の一部を次のように改正す

百二十四条 百十七条」に、 「第百二十九条」に、「第百二十九条」を「第百三十条」に、 「第百三十一条―第百三十三条」に改める。 「第百九条」を「第百十条」に、「第百十条 -第百二十七条」を「第百二十五条-「第百十七条―第百二十三条」を「第百十八条―第百二十四条」に、 -第百二十八条」に、「第百二十八条」を ―第百十六条」を「第百十一条 「第百三十条・第百三十一

第七条中「すべて」を「全て」に改める。

第九条第一項ただし書を削り、 のように改める。

論を用いないで、会議に諮つて決める。 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上九条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。 又は延長することができる。ただし、 出席議員二人以上から異議があるときは、

3 他特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその第九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。 又は延長することができる。

第二十条中「かえる」を「代える」に改める。

4 定める。 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、第三十一条第三項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の一項を加える。 議長が

第三十七条第一項中「聞き」を「聴き」に改める。

第三十八条中「まつて」を「待つて」に改める。

て」に改める。 第四十九条第一項、 第五十条第一項ただし書及び第五十三条第一項中「すべて」を「全

二号) れる場合はその旨)」を加える。 第六十六条中「場所」の下に「 第十三条の二第二項の規定により全ての委員が委員会に出席しているも、十六条中「場所」の下に「(徳島県議会委員会条例(昭和三十四年徳島 (昭和三十四年徳島県条例第十 のとみなさ

に改める。 オンラインによる方法による発言その他の行為を含む。)」を加え、 第六十九条中「出席」の下に「 (徳島県議会委員会条例第十三条の二第一項に規定する 「聞く」を

第八十八条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第百三十一条を第百三十三条とし、同条の前に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第百三十一条 等」という。 れているものについては、 図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体 るところによ (次項及び第六 ŋ)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第一項において「議会 項並びに次条において「文書等」という。 議長が定める電子情報処理組織 当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、 (議会等の使用)により行うことが規定さ に係る電子計算機 議長が定め

係る電子計算機とを電気通 て同じ。)を使用 力装置を含 する方法により行うことが 這信回線 び第四項にお 你で接続 した電子情報処理組織をい いて同じ。) できる。 とその通 . う。 知の相手方 以下この条に の使用

- ころにより、 議長が定める方式による表示をする場合に限る。 いるものについて 議会等が行う通知 当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の 議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。 のうちこの規則の 当該通知に関するこの 規定にお 規則 11 の規定にかかわらず、て文書等により行うこ り行うことが 議長が 規 定めると 定 Z
- するこの規則の規定を適用する。 に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみな前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知に して、こついて 当該 は、 当該 通知に 通
- した時の 理 の きない方式で作られる記録であつて、 者に対し、 子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、 める方法により表示をしたもの 含む。)及び第百二十六条(会議録の配布)の規定による議員に対する通知にあ 十四条(答弁書の提出等)第二項、第六十五条(文書による質問) 知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法によ 十条(日程の作成及び配布)、第三十九条(委員長及び べき電磁的記録 (請願文書表) 第一項(第九十五条(陳情の処理)の規定により 当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、 用に供されるも いずれか早い 議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨 (電子的方式、 のをいう。 に当該者に到達したも 次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定つて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処 の閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電 磁気的方式その他人の知覚によつては認識することがで \mathcal{O} 当該通知を受ける者が当該通知をす とみなす。 少数意見 へ の うり行わ 請願 記録 の報告)第三項、 第四項、第九十一条 れ た 通 の例による場合を がされた時 の通 いつては 知 当該
- 5 定にお 名等」という。)が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組 とができる。 わらず、氏名又は名称を明らかにする措置であ する方法により行う場合に 議会等に対して行われ いて署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項にお は、 又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの 当該署名等に あつい ては、 て議長が定めるものをも 当該署名等に関する規 つて 定に いて 規則 織を使用 え るこ \mathcal{O} カコ
- が定めるところによ 該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報 文書等のうちにその原本を確認し、 確認をするべき事情がある場合、 .難又は著しく不適当と認められる部分がある場合 議会等に対して通知 項の規定により前二項の規定を適用する部 この場合にお とする り、 を行い、又は議会等か いて、第三項中「行われ 当該通知のうち当該部分以 議会等に対 又は交付 ら通知を受ける者に 処理組織を使用する方法により行 する必要があるも て行 分に限る。 た通知」とあるのは、 われ、 外の部分に として議長が定める場合に 又は議会等が行 以下この つき、 \mathcal{O} ついて対面 がある場合そ 前各 から第五 行行 豆 の う通 一項まで た通知 規定を適 は、 うことが \mathcal{O} 知 ょ り本 他 議長 \mathcal{O} 当

(電磁的記録による作成等)

- 第百三十二条 当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。 規定されているものについては、 て議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。 八十五条 〈書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が《(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。)を除く。)においこの規則の規定(第二十八条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第一項 当該規定にかかわらず、 議長が定めるところにより、
- を適用する。 規定により文書等により行われたものとみなして、 %定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の

とし、 第百二十六条までを一条ずつ繰り下げ、第十四章中第百二十三条を第百二十四条とし、第 条を第百二十九条とし、第十五章中第百二十七条を第百二十八条とし、第百二十四条から第百三十条を削り、第十七章中第百二十九条を第百三十条とし、第十六章中第百二十八 百十七条から第百二十二条までを一条ずつ繰り下げ、第十三章中第百十六条を第百十七条 第百十三条から第百十五条までを一条ずつ繰り下げる。

とし、 次の一条を加える。 かじめ届け出たものについて」に改め、同条を第百十三条とし、第百十一条を第百十二条 「議長の許可を受けたとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあら 第百十二条中「外とう、襟巻、つえ」を「コート、 第百十条を第百十一条とし、 第十二章中第百九条を第百十条とし、 マフラー」に改め、 第百八条 同条ただし書中 水の次に

(資格決定の通知)

第百九条 る通知に関し必要な事項は、議長が定める。 法第百二十七条第三項の規定におい て準用 する法第百十 条第六項の 規定 ょ

別表中「第百二十八条」を「第百二十九条」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

議第三号

徳島県議会委員会条例の一部改正について

項の規定により提出する。右の議案を別紙のとおり、 地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一

令和六年三月八日

出

者

川 眞 重 嘉 福 井 真 田 貝 清 見 山 川

琢 浩 佳 博 博 龍

已 司 之 之 史 二

浪仁北寺原長

越木島井 憲啓一正徹文

一人人邇臣武

田 理 絵 殿

徳島県議会議長 尚

徳島県議会委員会条例の一部を改正する条例

徳島県議会委員会条例(昭和三十四年徳島県条例第十二号) の一部を次のように改正す

働委員会」を削り、 同条第二号中「商工労働観光部」を「観光スポーツ文化部、経済産業部」に改め、 同条第四号中「危機管理環境部」を「危機管理部」に改める。 第二条第一号中「政策創造部、経営戦略 生活環境部」に改め、「 同条第三号中「保健福祉部」を「こども未来部、 公安委員会」の下に「、 部、未来創生文化 部、監察局」を 労働委員会」を加え、 保健福祉部」に改 直 8

る場合はその旨)」を加え、「決める」を「定める」に改める。 る同条第二項の規定により全ての後任者が互選を行う会議に出席して 第七条第五項中「場所」の下に「(第十三条の二(出席の特例)第三項に いるも のとみなされいないて準用す

第三項において準用する場合を含む。)の規定により全ての委員が委員会に出席し第八条第一項中「場所を決めて」を「場所(第十三条の二(出席の特例)第二項 ものとみなされる場合はその旨。第二十二条(公聴会開催の手続)第二項において同じ。 を定めて」に改める。 7 (同

第十三条の次に次の一条を加える。

(出席の特例)

第十三条の二 委員に発言その他の行為をさせることができる。 ことができる方法(次項において「オンラインによる方法」という。 認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする 委員長は、委員について、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると)によつて、当該

- ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責めに帰することが で き
- することが困難である場合 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に 参集
- の条例の規定の適用については、 前 項の規定によりオンラインによる方法によ 委員会に出席しているものとみなす。 つて発言その 他の行為をする委員
- 3 第二十一条第一項中「おいて」の下に「、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 員長がともにないときの互選)第一項の規定により互選を行う場合について準用する。 前二項の規定は、第七条(委員長及び副委員長) 第四項又は第八条(委員長及び副委
- 第二十二条第二項中「聞こう」を「聴こう」に改める。を加え、同条第二項中「終る」を「終わる」に改める。
- 第二十三条に次の一項を加える。
- による意見の陳述)において同じ。)を使用する方法により行うことができる。 委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力 項の規定にかかわらず、 以下この項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機 聞こう」を「聴こう」に改め した電子情報処理組織をいう。 同項の規定による申出 は、委員長が定めるところによ 同条第二項中 第二十七条(代理人又は文書等 「かたよらない」

第三項中「こえ」を「超え」に改める。 第二十五条第二項中「聞こう」を「聴こう」に、 「こえて」を「超えて」に改め、 同条

書等」に改める。 は電子情報処理組織を使用する方法により」に、「提出する」を「提示する」に改める。 第二十七条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、 第二十七条の二第二項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第三項中「文書」を 同条中「文書で」を「文書若 文文

第二十八条第二項 一項を加える。

措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。 より、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところに よる署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明ら に供されるものをいう。 認識することができない方式で作られる記録であつて、 かかわらず、同項の規定による記録の作成は、中「前記」を「前項」に改め、同条に次の一項)により行うことができる。この場合において、 電子計算機による情報処理の用 議長 同項の規定に か にする

附 則

- 1
- という。 委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の徳島県議会委員会条例 委員長、副委員長及び委員となるものとする。 に規定する総務委員会、経済委員会、 この条例の施行の際現に改正前の徳島県議会委員会条例この条例は、令和六年四月一日から施行する。)に規定する総務委員会、経済委員会、 文教厚生委員会及び県土整備委員会の委員長、副 文教厚生委員会及び県土整備委員会の (以下 「旧条例」という。 以下 「新条例」
- 事件は、新条例 この条例 の施行 の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議 の際現に旧条例に規定する常任委員会に付議されて いる請願その ざれ たも \mathcal{O}

改正を行うとともに、 例案を提出する理由である。 行うことができるとされたこと等に伴い、 徳島県部等設置条例の一部が改正されたことに伴 地 方自治法の一部が改正され、 所要の改正を行う必要がある。 V, 議会に係る手続をオンラインにより 常任委員会の所管に これが ついて所 \mathcal{O}

議第4号

マイナ保険証への円滑な移行を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年3月8日

提出者

嘉 見 博 之 井 Ш 龍 之 重 清 佳 徹 臣 原 仁 見 須 尚 本 富 治 大 塚 明 廣 井 下 憲 泰 古 司 野 立 了 Ш 大 浪 越 憲 岸 本 淳 志 近 諭 藤 哉 梶 原 坂 治 П 誠 晋 出 田

寺 井 正 邇 貝 浩 眞 司 北 島 人 福 Щ 博 史 理 絵 出 田 井 村 保 裕 木 下 賢 功 Щ 西 玉 朗 平 尚 道 Щ 章 木 生 元 川真田 E 琢 沢 本 勝 彦 古 Ш 広 志 尚 佑 樹 扶 Ш 敦 曽 根 大 志

徳島県議会議長 岡田理絵殿

マイナ保険証への円滑な移行を求める意見書

いわゆる「マイナ保険証」については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び医療保険各法の一部改正法等により、令和6年12月2日に現在の紙の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと一体化されることとなっている。

これまでの紙の保険証にかわってマイナ保険証を利用することにより、医師や薬剤師から本人の情報に基づいた総合的な診断や、重複する投薬を回避した適切な処方を受けられること、窓口で限度額以上の支払いが不要となること、さらには引っ越しや就職・転職の後も、そのまま健康保険証として使えることなど、様々なメリットを享受できる。

また、電子カルテや電子処方箋の更なる普及など、「医療DX」推進に大きく 寄与することが期待されている。

一方で、マイナ保険証をめぐっては、誤った紐付けや、本人の同意なく利用登録されるなど全国でトラブルが報告され、政府に設置された「マイナンバー情報総点検本部」において、総点検が実施されたところである。

マイナ保険証が期待されるメリットを発揮していくためには、何よりもマイナ 保険証に対する国民の不安払拭と信頼性の確保が不可欠である。また、マイナ保 険証を持たない国民への対応などにおいて、医療現場での混乱を最小限に抑える ことが求められる。

そこで、国に対し、12月2日の紙の保険証廃止とマイナ保険証への移行に向け、現場で働く医療従事者の声を聞きながら丁寧に移行作業を進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提出先

県選出国会議員